

## 在原業平の弟と子供たち

— 守平・棟梁・清貫母のこと —

今 井 源 衛

本朝皇胤紹運録には、業平の子として、次ぎの四名を挙げてい  
る。

棟梁 従五位上、左兵衛佐・筑前守、昌泰元卒。

師尚 従四位上、右少将・但馬権守、備前守、為高階茂範子、

母斎宮恬子内親王

滋春 号在次君、大和物語作者、母斎宮恬子

女子 大納言清貫母

まず棟梁については、私は既に拙稿「戒仙について」（『王朝文  
学の研究』所収）において詳しく述べたことがある。大和物語二七  
・二八・五〇段に見える「戒仙」なる僧は、貫之集に見える「かい  
せん」の記事と照し合わせて、棟梁の子であり、棟梁は大和物語に  
よれば、当時「兵衛佐」と呼ばれていて、貫之や友則らと親交があ  
ったというのがその趣旨であり、その論は幸いにして、以後学界で  
は公認されているように思う。

棟梁の官歴は、古今集目録によれば、「業平一男」で、貞観十一

在原業平の弟と子供たち — 守平・棟梁・清貫母のこと —

年（八六九）三月東宮舎人、元慶八年（八八四）二月藏人、（中略）  
仁和元年（八八五）四月雅楽頭、同二年六月左兵衛佐、寛平八年  
（八九六）正月左衛門佐、同九年七月叙従五位上、同十年（昌泰  
元）二月筑前守、昌泰元年（八九八）卒であり、右の「兵衛佐」の  
通称は、晩年八八五年以後満十年に及んだ左兵衛佐の官職に由来す  
るのである。

また、三代実録に依れば、仁和元年正月二十二日には「左兵衛大  
尉正六位上在原朝臣棟梁」が従五位下を授けられ、同年四月二十七  
日条には、「散位従五位下」で新しく雅楽頭に任ぜられ、翌二年二  
月十六日には鷹狩の勅使として備中国に派遣され、同年六月十三日  
に左兵衛佐となったことが、それぞれ見える。

古今集目録と三代実録とは、雅楽頭や左兵衛佐にそれぞれ任じら  
れた時期が合致しているので、古今集目録の記事の信頼性は高いと  
見てよいだろう。

ところで、棟梁の出生が何時かは、記録にない。これについて考  
えてみたい。一つの問題は、従五位下叙位と藏人任命の時期とであ  
る。

まず、父の業平とその兄弟たちの従五位下叙任の年齢を見て見よう。

業平が従五位下に叙されたのは、嘉祥二年正月七日（続日本紀）、二十五歳の時である。尤も三十六人歌仙伝では翌年のこととするが、それは誤であろう。行平は承和八年（八四一）十一月二十日に従五位下に叙されたが、時に二十四歳であった。業平の兄弟の他の二人、仲平と守平については、その生年が不明なので、今はいちおう別としておく。

業平の子の棟梁も、父や伯父と同じく、二十五歳で従五位に叙されたか、という疑いが当然起きるわけだが、これはどうも具合が悪いようだ。

というのは、棟梁が従五位下に叙されたのは前記のように仁和元年（八八五）であり、もしこのとき、二十五歳とすると、その誕生は八六一年（貞観三）となる。しかしそうすると、八六九年（貞観十一）に東宮舎人となったとき、わずかに九歳だったということになる。東宮舎人は、令制によれば、舎人監に属し、六百人を定員とした。古く柿本人麿もその一人であったことはよく知られている。和泉式部日記冒頭には「故宮（為尊親王）にさぶらひし小舎人童」が姿を見せ、これは小間使いの童の称である。しかし、官歴をいうのに、ここでこのようなものを指しているはずもなく、やはり令にいうところの成年の東宮職の属僚を指すのであろう。少くとも元服後任官したものと見るべきで、元服をかりに十九歳、この貞観十一年（八六九）三月の東宮舎人補任をその翌年とすれば、誕生は八五〇年（嘉祥元）であり、四十九歳で死去したことになる。途中の官

歴でいえば、藏人就任八八四年が三十五歳、雅楽頭が三十六歳、左兵衛佐が八八六年三十七歳から八九八年四十九歳の卒年までである。ところで、「皇胤紹運録」によれば、棟梁の子には元方と娘某とがある。元方は生卒年不明だが、八九三年以前成立という是貞親王家歌合や寛平御時后宮歌合、さらに延喜五年の平貞文歌合などの作者であり、古今集の巻頭歌の作者としても名高い。おそらく八九三年ころには少くとも二十歳には達しているだろうから、その誕生は八七四年（貞観十六）以前と思われ、八五〇年ごろに生れた父棟梁の二十五歳以前の子ということになる。

また棟梁の娘は、基経の兄の国経に嫁して、滋幹を生み、その後時平の妻となって敦忠（九〇六〜九四三）を生んだことは有名である。

敦忠の母については、一説には本康親王の女廉子とも伝えるが、これは誤である。本朝文粹十四に「在原氏為亡息員外納言四十九日修誦誦文」があり、天慶六年（九五二）四月二十六日、棟梁女が故敦忠の為に四十九日の法要を営んだことが知られる。右の誦誦文中「人皆短命ヲ以テ歎キト為ス。我独り長寿ヲ以テ憂ト為ス」と嘆いているのも無理からぬことである。

滋幹の誕生が何時ごろかは明らかでないが、棟梁女は第二子の敦忠を延喜六年（九〇六）に生んでおり、彼女が時平の手に盗み出されたのが、その右大臣となつてからのこととすれば、おそらくは、延喜初年の出来事だったのであろう。今昔物語集二十二「時平ノ大臣、取国経大納言妻語」によれば、この一件のとき国経は「年八十二及ビ、北ノ方ハ僅カニ二十二余ル程ニテ色メキタル人ニテナム

有ケレバ」とある。国経は延喜八年八十一歳で死んでいるから、もしこれを信ずれば、この盗み出しの一件は延喜七、八年ということになり、敦忠の生れた後となつて、史実に矛盾する。もとより説話者流のほらである。

しかし、「今昔物語集」が、この一件のとき、棟梁女がなお二十代の美女だったという点は、その可能性が大いにありそうである。かりに、その後延喜六年敦忠を生んだ棟梁女の年齢を三十歳と仮定すれば、彼女の出生は八七七年（元慶七）で、時に父棟梁は二十八歳である。棟梁女は寛平八年（八九六）前後二十歳ごろに、七十歳に近い国経に嫁し、やがて滋幹を生んだが、延喜初年、その幼児のころ、夫と子とを棄てて時平の室となり、延喜六年には敦忠を生み、天慶六年、七十六歳ごろ敦忠に先立たれた、ということになる。これは仮説に過ぎないが、他に矛盾を来さぬかぎりは、いちおうの目安となるのではあるまいか。

さて棟梁の母は誰であらうか。前述の如く、棟梁の誕生は嘉祥三年（八五〇）ごろと推定できるが、業平が棟梁の母と結婚したのは、おおむねその前年嘉祥二年以前ということになる。

ところで業平の妻としては、紀有常の娘がいる。これは、古今集十五、恋五に、「業平朝臣、紀有常が娘に住みけるを」云々という詞書の下に、贈答歌が見えており、伊勢物語十六段には、長年つれ添った有常の妻が出家する際に、友人の業平が、衣服を贈った話が見えることから、二人が婿と舅の仲であることが、よく知られているのである。尊卑分脈も、有常の女子に「業平朝臣室」と注している。

在原業平の弟と子供たち — 守平・棟梁・清貫母のこと —

ところで、紀有常は、三代実録によれば、元慶元年（八七七）正月に六十三歳で卒しており、逆算して、弘仁六年（八一五）生れである。嘉祥三年棟梁が生れたとすれば、時に有常は三十六歳ほどで、はたしてこの年彼が孫の棟梁の顔をみられたかどうか。生理的にいえば、たとえば有常が元服早々十八歳で結婚し、翌八三年に娘が生まれ、その娘が十七歳で業平と結婚して、翌八五〇年に棟梁が生れた、という計算は十分に成立つのである。

また、棟梁の官歴を、試みにその父業平か、行平、在原喜洵（業平のいとこ、高岳親王の息）、有常らと比較対照してみよう。洋数字は補任又は叙位の際の年齢である。

人名	官位	従五位上				
		藏人	従五位下	雅楽頭	左兵衛佐	従五位上
棟梁		35	36	36	37	38
業平		23	25		39	38
行平		23	24		29	29
善洵			35			41
有常			37	61	39	41

これで見ると、棟梁の官位は青年時代こそ父の業平や伯父行平に及ばぬものの、中年以後は、行平には格段に劣るが、父業平や善洵とはほぼ対等で、有常よりまさっている。有常が六十一歳の老齢で就任した雅楽頭に、彼は三十六歳で任じられた一事でも、それは明

らかだ。棟梁は業平の長男にふさわしい待遇を得たもので、有常の婿として恥ずかしいものではない。紀貫之や友則らと親交があったのもそのためであつただろう。彼が従五位上止りだったのは、四十九歳という若さで死去したことにも因るのであろう。

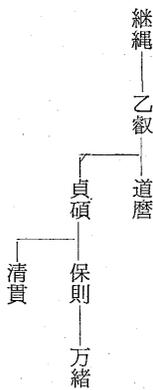
棟梁は、有常の娘の所生と考へてさしつかへはないであらう。

## 二

紹運録に掲げる次の師尚および滋春については、前記拙著の中に概略を述べた。またその記述はほとんど先人の説を出るものではなく、ここに新しく付け加へるべきものを用意しない。

問題としたいのは、末尾の、大納言清貫の母なる人物である。

この女性に関しては、尊卑分脈藤氏武智曆系に次の如き系図を示している。



この貞碩には「正五下、左馬頭、左兵佐、母従四上久須妻女従四下元子」と注があり、保則には「兵部・式部等丞・大式、右大弁、民部卿、参議、母左中弁安部弟富女、寛平七四二一薨七十一」とあり、清貫には「正中中将、民部卿、大納言参木、母右中将業平女、延長——内裏霹靂之時、為雷神被殺了」とあり、また傍らに「或本云保則子也云々」とある。また国史大系本の頭注にも「恐当

拠本及略記補任系線作左」として、



という系図を示している。

この注の通り、公卿補任延喜十年の清貫の尻付には

参議従四位上保則朝臣四男。母右中将従四位上在原業平朝臣女

とある。清貫は、いうまでもなく、昌泰三年暮から四年（延喜元年）にかけて、菅原道真左遷の騒ぎの中に藏人を勤め、時平の腹心

として、道真失脚に一役買った人物であり、その後正三位大納言、

民部卿に達したが、延長八年六月、清凉殿で落雷のため六十四歳で

死去、世に天神の崇りとされたことも大鏡などに見えて有名だ。逆

算すれば、貞観九年（八六七）の誕生である。（拙著『在原業平』に貞観六年誕生としたのは誤。訂正する。）

この八六七年には業平は四十三歳である。業平女が保則と結婚し

たのは、たぶんその前年以前であり、もし彼女が二十歳ごろ保則に

嫁し、その翌年二十一歳で清貫を生んだとすれば、彼女の誕生は八

四七年（承和十四）以前である。時に業平は二十三歳以前。

この清貫を生んだ業平の娘の母親が、どのような女性であつたか

は、いっこう分らない。しかし、少くとも有常の娘ではない。有常

は八四七年に三十三歳であり、どうみても孫の顔を見るには若過ぎ

るのである。

承和九年、業平十八歳の時、承和の変が起り、父阿保親王が密告

者の役割をつとめた後、三か月も経たぬうちに、あつげなく死去し

たことは、業平の生涯に重大な影を落していると思像できる。この

事については、以前に述べたことがあるので、ここには触れないこ

とにしたい。

年若い業平は、その前後に元服を済ませて承和十二年には二十一歳ではじめて左近將監に補せられている。彼が清貫の母親と結婚したのはたぶんこの頃で、やがて翌々十四年清貫が生れたであろう。この年正月に、業平は藏人に補された。藏人頭は伴善男であり、業平は才氣縦横の善男に啓発されることも少くなかっただろう。またそれと共に、結婚とそれに続いて若い父親となった喜びに、承和の

妻の苦痛もやや癒されるところもあつたにちがいない。ところで、この業平の長女が結婚した藤原保則についても、いささか触れておかねばならない。公卿補任寛平四年の尻付によれば、彼は中納言乙叡の孫で、左兵衛佐正四位下貞雄の男である。斉衡二年治部少丞を皮切りとして、民部・兵部・式部の属僚、右衛門権佐や左大弁の京官、また備前・出羽・播磨・讃岐・伊予・太宰府等の

地方官を歴任、寛平四年に公卿に列し、從四位上民部卿に至り、寛平七年（八九五）に卒した。享年七十一。三善清行の著『藤原保則伝』は、貞觀年間以降の主として地方官時代の彼の事蹟を記したものであるが、その模範的な律令官人としての面目躍如たるものがある。

保則の経歴のうち、位階昇進の跡を見ると、

- 貞觀八年（八六六） 從五位下、四十二歳
- 同十三年（八七一） 從五位上、四十七歳
- 元慶二年（八七八） 正五位下、五十四歳
- 同 六年（八八二） 從四位下、五十八歳
- 仁和三年（八八七） 從四位上、六十三歳

在原業平の弟と子供たち — 守平・棟梁・清貫母のこと —

となる。その昇進の遅さは、前節に掲げた棟梁・業平・善洩・有常らよりもいっそう甚しいものがある。また、前表には省いた正五位下以上の叙位年齢を表にすればこうなる。

人名	位階			
	正五位下	從四位下	從四位上	
業平	45			
行平	36	38	45	
善洩	45	49	53	
有常	58	61		
保則	54	58	63	

また、保則は、公卿補任尻付の官歴でみるかぎりでは、斉衡二年の治部少丞補任以来、前記のように、治部・民部・兵部・式部各省の大小丞を勤め、京に在ったが、貞觀八年正月に初めて從五位上に叙されるとともに備中権介となつて、地方に赴任し、以後十年貞觀十八年正月右衛門権佐に補されて帰京した。

保則が業平の娘と結婚したのは、おそらくは貞觀八年地方官として備中に赴任するのを機としてではなかっただろうか。時に保則は四十二歳である。発令は正月十三日だが、赴任そのものは半年後ぐらいになることも多く、この間に二人の結婚が成立したのか。これは前述の清貫母の推定年齢に矛盾しないのである。もちろん四十二歳の保則にとつて業平女ははじめての妻だったはずはない。保則には前述のように、從五位下、右中弁だった万緒と

いう子もあつた。その母は誰か分らないが、当時のことだから、ほかに女性関係はいくらもあつたであらう。

「藤原保則伝」によれば、彼は単に良吏というだけの人ではないらしい。備中国守だつたころ、部下で官物を着服する者が出ると、彼はそれを間所と呼び、二人きりとなつて、やさしく戒め、家族を抱え生活に窮してのことだらうからと、自分の俸給を割いて与えたともいい、為に吏民ごとごとく彼を親のように畏愛した。彼が任期を満たして帰京する際には、人々が泣き叫びながら見送り、道が塞がつたともいう。

保則は、その家格としては、業平とは比較にならない卑い出自であるが、同年齢の友人として、業平も彼には一目おくところがあつて、あえて娘を中年の彼に縁づけたのではなからうか。

### 三

業平の兄弟に関しては、問題の多い音人のほか、仲平・行平・業平・守平の出生順とその年齢の問題がある。音人については別稿において詳しく論じる予定であり、守平を除く三名については、今日ほぼこの順の出生であらうとされ、仲平以外の二人は、年齢もはっきりしている。しかし、守平のみは、その兄弟の順位もおよその年齢も定かでない。以下、この守平について考えてみたい。

——は在原守平の略号である。

〔文徳実録、天安元年（八五七）正月七日〕

正六位上在原守平を従五位下に叙する。

〔同、天安二年（八五八）四月二日〕

従五位下——を大膳大夫に任ずる。

〔三代実録、貞観二年（八六〇）十一月十六日〕

大膳大夫——を従五位上に叙する。

〔同、貞観九年（八六七）二月十一日〕

従五位上大膳大夫——を右衛門権佐とする。

〔同、貞観十年（八六八）正月七日〕

右衛門権佐——を正五位下に叙する。

〔同、十四年（八七二）二月二十九日〕

散位正五位下——を民部大輔とする。

〔同、十六年（八七四）正月十五日〕

従四位下、相模守——を信濃守とする。

〔同、十九年（八七七）正月三日〕

従四位下信濃守——を従四位上に叙する。

〔同、元慶八年（八八四）二月五日〕

従四位左京大夫——に右馬寮を監護させる。

これにより、守平の天安元年から元慶八年に至るほぼ三十年間にわたる官位の大要は察せられるのであるが、重要な位階については、従五位下・従五位上・正五位下・従四位上にそれぞれ叙せられた年時、さらに月日までも明らかであるけれど、正五位上と従四位下に叙せられた年時は洩れている。

これは、右によつて、貞観十四年三月以降同十六年正月以前のことであることは明らかである。とすれば、叙位は正月に行われるのが通例であるから、おそらくは、貞観十五年正月に正五位上に、翌

十六年正月に從四位下にそれぞれ叙せられたものと思われる。

それを裏付けるものとして、三代実録貞観十五年正月七日の条に、新春叙位の記事があるが、わずかに左大臣源融、右大臣藤原基經、および菅原是善を正四位下に叙する記事のみあり、以下には「云々、卅九人」とその他は省略している。おそらくは、守平の正五位上叙位も、この折に行われたものであろう。

また翌十六年正月六日の叙位の記事も、やはり同様で、大江音人を從三位に、藤原仲統と基元王とを正四位に叙することのみ記され、以下は「云々」とある。この「云々」も、おそらくは前年同様の他は省略の意味ではあるまいか。通常正月の叙位には、高位より從五位下に至るまで、三・四十名に達するのであって、わずか三名内外の者のみ新春恒例の叙位があるとは思えないのである。この中に、今年も守平は從四位下に叙されたものと思われる。

とすると、守平の叙位を年代的に西暦で整理するところなる。( ) は推定による。

- 從五位下 八五七年
- 從五位上 八六〇年
- 正五位下 八六八年
- 正五位上 (八七三年)
- 從四位下 (八七四年)
- 從四位上 八七七年

ところで、前節で述べたように、守平の兄の業平と行平とがその青年時代、官途に上った当初は、ほとんど同様の昇進の跡を示しており、中年に至って両者が大差を生ずるのは、行平が勤直な吏官で

在原業平の弟と子供たち — 守平・棟梁・清貫母のこと —

あったのに反して、業平の素行には問題が多かった事によるとされている。中年以降はともかくも、青年期には、朝廷としては兄弟に差をつける意はなかったと見える。

この点は守平についてはどうか。行平は父阿保親王が大宰府配流中に生れているから、母は伊都内親王ではあるまい。守平の母については明らかでない。

以下、守平の位階昇進を、年齢的に推定してみることにしたい。私は拙著『在原業平』において、仲平を行平の四歳年上の兄としたが、その際、彼の出生年時を推定する方法として、かりに八三八年における彼の從五位下叙位の時、業平と同じく二十五歳(行平は二十四歳)と仮定して、八一四年生れと推定したのであった。そしてこの推定は、仲平の天

長十年(八三三)の正六位上叙位以下の官歴に年齢的に何の差しかかえもなかったのである。

この方法を守平にあてはめたらどうなるか。その結果を、行平・業平およびこの在原善淵(高岳親王の子)とともに図式化して示そう。洋数字は年齢。

( ) は推定。

人名	位階	行平	業平	守平	善淵
	從五位 下	24	25	(25)	35
	同 上	29	38	(28)	41
	正五位 下	36	45	(36)	45
	同 上	(37)		(41)	
	從四位 下	38	49	(42)	49
	同 上	45	53	(45)	53

こうしてみると、守平の位階昇進の歩度は、ほぼ行平のそれに近く、中年以後は業平や良渕よりもむしろ上である。また彼が兄たちと同様に二十五歳で従五位下に叙されたと推定しても、他に差し支えるようなところはなさそうである。守平は業平の八歳年少の弟として、八三三年（天長十）ごろに生れたと推定することは、許されてよいであろう。時に父阿保親王は四十二歳であった。

ところで、問題はなお残っている。例の、元慶四年（八八〇）五月二十八日、業平卒についての、三代実録の伝には、文中、業平出生の翌、天長三年（八二六）に、阿保親王が上表して我が子たちにも、高岳親王の子女の方例と同様の賜姓を願ひ出したので、勅して「仲平・行平・守平等」に在原の姓を賜った、とあることである。守平があるいはこの天長三年には既に生れていたのでは、との懸念も生じよう。しかし、「守平」の文字は、詔勅の文言に出るもので、しかも、「詔仲平・行平・守平等賜三姓在原朝臣」と至って簡単なものであり、親王の上表文には「臣之子息」とあるだけだ。

そもそも、六国史自体が史料を整理した編纂物であり、特に薨卒伝記には、官人死去当時の材料のみでなく、その後起った事件や後日談も合せて書き添える場合がある。一般事件でもたとえは橘逸勢は承和九年の事変に連累、配流の途中途遠江国で死んだが、その後数年嘉祥三年五月十五日に、その罪を許し、本郷に帰葬することを許す旨詔が下った。当日の続日本後紀には、この事を記すと共に、合せて、それまで遠江にあって尼となり、父の墓を守っていた彼の娘が、この詔に依って、父の屍を背負って京に戻ったので、世人はこれを孝女として讃えたと、後の事まで付け加えているのである。

業平の卒伝にしろ、元慶四年五月に彼が死んだあと、三代実録が編纂撰上された延喜元年（九〇一）までの間に成ったわけで、より正確にいえば、宇多天皇の編纂撰上の勅命を受けた寛平四年（八九二）から十年間にまとめたものにすぎない。

業平兄弟に在原賜姓の勅許が出たのも、事實は必ずしも卒伝のいう通り、「仲平・行平・守平」三人一度というわけでもないだろう。第一、もし、これが詔の原文に忠実だとすれば、「業平」の文字が落ちているものもおかしい。これは、業平の卒伝中の記事だから、記すまでもないこととして、国史編纂者が省いたものに違いない。同様に、もとは、仲平・行平・業平に一度に賜姓のことがあり、さらに数年経て、守平誕生後に再び彼に賜姓の勅許が出たのを、国史編纂者が、業平卒伝の中に一度にまとめたものと思われるのである。この記事を以て、守平が天長三年すでに生れていた証とすることはできないだろう。

なお、守平の母は、こうして官歴位階の昇進に業平と差のないことを見ると、あるいは業平と同母か、との疑いも生じよう。

それについては、従来、例の、「若いぬれば」「世の中に」の母子贈答で名高い伊勢物語八十四段に、業平は、母の「ひとつ子にさへありければ、いとかなしうしたまひけり」と書かれていて、伊都内親王のひとり子だったと考えられてきた。しかし、伊勢物語は本質的に虚構性に富む文芸作品である。ここも母子抒情を増幅させ、文学的効果を高めるための修辭と考えることも出来るわけで、それを史実と信ずべき必然性は乏しい。

かといって、私はここで守平は業平と同母だと積極的に主張する

つもりもない。その可能性を全く否定することもできない、というだけのことである。